

第1回橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会

平成29年10月10日

【司会】 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また、夜分のお疲れのところ、ご出席を賜りありがとうございます。

それでは、ただいまより、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会を開会させていただきます。以降は、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人を「公私連携法人」と省略させていただきますので、ご了承願います。

続きまして、開会にあたり、平木市長よりご挨拶を申し上げます。

【平木市長】 皆さん、こんばんは。第1回橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

橋本市も少子高齢化が進んできておりまして、非常に高齢化率も上がってきていますし、出生率も下がってきているというふうなところにありまして、私たちとしても、何とか子どもたちのために、保育・教育のいい環境を提供したいと考えてきています。平成19年に幼保一元化5カ年計画がスタートしまして、今まで公設民営という形で、高野口こども園、すみだこども園、そして橋本こども園、応其こども園が開園をいたしております。(仮称)山田こども園につきましては、一時開設という方向で進んでおりましたが、用地買収がうまくいきませんでしたので、残念ながら、そういう形でできなかったというふうな結果になってきております。

その間に、私が就任してから財政の悪化というものもありまして、非常に厳しい財政状況の中で、これからどういう形で進めていけるのかというふうなことも考えておりましたが、一旦、凍結という形をとらせていただきました。ただ、橋本市の課題として、保育園が非常に老朽化している、このままではなかなか改修は難しいというふうな状況の中にありまして、一旦、立ちどまって考えようということで取り組んでおりましたが、国の制度変更もありまして、法律改正があったということで、公私連携という新しい形のもので出てきましたので、何とかこの機会に、しみず保育園、清水幼稚園、学文路幼稚園、そして岸上保育園、柏原保育園、山田保育園をこども園にしていこうと、現在、考えているところで

あります。

まだ、ほかに残る保育園の改修という問題もありますし、たんぼぼ園も相当古くなってきておりまして、ここの改修というのも考えていかななくてはならないということで、私たちにとっても、できるだけ厳しい財政状況の中で市の負担を少しでも軽減しながら、新しいこども園をつくっていききたいというふうなところで、現在、説明会をさせていただきながら取り組んでいるところであります。

私どもも公設民営というふうな方法も考えたんですけども、非常に財政的負担がついていけないというふうなことも分かっておりまして、何とか合併特例債等を、これも平成32年で使えなくなりますので、その辺でより効果的に活用をしながら、こども園というのをつくっていききたいなと考えているところです。決して今おられる園児の皆さんを軽んじているわけではなくて、将来の保育環境をどうやったら良くしていけるのかというふうな考えのもと、今回のことを考えさせていただいております。

今日は選定委員会ということで、私たちにとっても、決して保育に関して責任放棄をするのではなくて、公立の保育・教育もうまくしながら、そして、民間の特色ある保育・教育を進めていきたいと考えているところであります。今日は、委員の皆様いろいろなご意見を聞かせていただいて、本日、選定審査会での審査をしっかりと厳正にさせていただいて、この事業者が十分、保育・教育に適当なのか、しっかりと運営していけるのかという部分を審査していただければなと思っています。私たちにとっても、この問題というのはなかなか避けて通れないところもありまして、一番の橋本市の現状は、保育園、そして小・中学校の老朽化の問題をこれからどうやって解決していくかというふうなことを考えて今回の提案としておりますので、ぜひ慎重審議をしていただいて、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

今日は本当に皆さん、ご苦労さまです。

【司会】 ありがとうございます。

次に、委嘱状の交付をとり行わせていただきます。

本来ならば、市長から一人一人の委員の皆様にご直接お渡ししなければならないところですが、時間の都合上、委員の皆様を代表しまして、〇〇様に委嘱状を交付させていただきたいと思います。なお、皆様の委嘱状につきましては、既にお手元に配付させていただいておりますので、ご確認のほど、お願いいたします。

それでは、〇〇様、恐れ入りますが、前の方へよろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

【司会】 ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

なお、平木市長につきましては、この後、公務がございますので、退席となります。市長、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、審査会を進めさせていただきます。

本審査会は、公私連携法人候補を選定するための審査を行っていただくこととなります。しかしながら、このたびの公私連携法人の公募では、1法人のみの申請受け付けとなりました。申請者は社会福祉法人寿翔永会、理事長は永山勝利。現在、橋本さつき保育園を運営しております法人でございます。今回は1法人の申請となりましたが、各審査委員におかれましては、それぞれの見地から十分ご検討いただき、こども園を運営するにふさわしい公私連携法人候補かどうかを審査いただきますよう、よろしくご審査のほどお願ひ申し上げます。

まず、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

机の上の資料の一覧としまして、会議次第、2番目に委員名簿、3番目に別紙として、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査基準の考え方。4番目に資料1として、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例。次に、5番目に審査項目における橋本市の現状を資料2となっております。6番目、橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集要項を資料3。7番目に橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人仕様書1、ページ1から10まであると思います。仕様書2として資料4。続きまして、8番目に第2回橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査委員会次第(案)として資料5。9番目に財務分析データが資料6、10番目に保護者アンケートの集計が資料7という形になっております。それと、申請書類として法人の申請書のファイルを、ちょっと分厚いんですけども置かせていただいております。

資料について説明させていただきましたけれども、よろしいでしょうか。不足等がありましたら、また事務局までお知らせください。

それでは、皆様の方に資料がそろっているということで、次に進めさせていただきます。

本日の選定審査委員会は非公開でさせていただいております。ただ、議事録につきましては公開をさせていただく予定です。ただし、この資料の中に個人情報に関する部分がた

くさんございます。それにつきましては非公開として、事務局で校正し、後ほどこちらで指名させていただきます議事録署名委員の方々にご確認いただいた上で公開するというところで計画しております。

なお、議事録を作成するため、ICレコーダーにより本審査会について録音をさせていただきますので、ご了承をよろしくお願いいたします。つきましては、この後の審査会でご発言をいただく場合は、先ほどの名簿の氏名に番号を付してあります。その番号を言うてから発言をお願いいたします。番号は10番委員までそれぞれ入っておりますので、その番号でよろしくお願いいたします。

次に、資料1番の橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定審査会条例をご覧ください。第7条に秘密保持の項目がございます。委員の方に配付しております法人の書類につきましては、個人情報がたくさん入っております。書類の保管、漏えいなど、取り扱いにつきましては十分にご注意いただきますよう、お願い申し上げます。

そして、11月18日の第2回選定審査会にもご持参いただきまして、審査委員会終了後、事務局に返却していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様のご紹介に移らせていただきたいと思います。

本日、初めての選定審査委員会でありますので、大変申し訳ございませんけれども、自己紹介をお願いいたします。

それでは、1番の〇〇委員の方から、よろしくお願いいたします。

【1番委員】 〇〇大学〇〇学部にて勤務しております〇〇と申します。専門は幼児教育です。橋本の方には幼稚園、保育園の先生方と一緒に学習をさせていただいていて、時々来させていただきます。よろしくお願いいたします。

【2番委員】 〇〇大学〇〇学部の〇〇と申します。私の専門は特別支援教育と障害者福祉をしております。よろしくお願いいたします。

【3番委員】 建築士という肩書でここへ出席させていただきましたけれども、なかなかずっと建築業に携わったわけではございませんので、ちょっと不安でいっぱいですが、どうぞよろしくお願いいたします。〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

【4番委員】 〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は教育委員会関係の委員をした経験があります。何か生かせることがないかなと思って、ここへ参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【5番委員】 こんにちは。5番委員をさせていただきます、〇〇と申します。〇〇保育

園の〇〇会長を長年させていただいています。よろしくお願いいたします。

【6番委員】 〇〇と申します。〇〇保育園の〇〇会長をしております。よろしくお願いいたします。

【7番委員】 7番委員をさせていただきます、〇〇保育園代表の〇〇です。よろしくお願いいたします。

【8番委員】 こんにちは。〇〇保育園一保護者代表です。〇〇です。お願いします。

【9番委員】 〇〇幼稚園の保護者の代表です。〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【10番委員】 〇〇幼稚園の保護者代表の〇〇です。よろしくお願いいたします。

【司会】 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局の方から順番に自己紹介をよろしくお願いいたします。

【事務局】 皆さん、こんにちは。教育部長の〇〇です。どうかよろしくお願いいたします。

【事務局】 健康福祉部長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 皆さん、こんにちは。教育総務課の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 いつもありがとうございます。こども課課長補佐の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 建築住宅課の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく建築住宅課、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 皆さん、こんにちは。こども課の保育幼稚園係長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 こども課の〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 こども課、〇〇です。隣の〇〇先生と毎月こども園、公設民営園の方に訪問に行かせてもらっています。よろしくお願いいたします。

【事務局】 同じく、こども課の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 同じく私、こども課の課長の〇〇です。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、5番目としまして、議事録署名委員の指名について、事務局の方から指名させていただきたいと思っております。

2番、〇〇委員、8番、〇〇委員のお二人にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

続きまして、委員長及び副委員長の選任に入らせていただきたいと思います。

委員長及び副委員長につきましては、先ほどの選定審査会条例第5条第1項の規定により、委員長、副委員長の選出を行う必要がございます。選出については、委員の中から互選という規定になっておりますが、どのように選出いたしましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

【司会】 ありがとうございます。事務局一任ということですので、事務局の方から指名させていただきます。

専門的な見地から助言をいただきながら本審査会を進めたいと思いますので、委員長は〇〇委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

ここで、〇〇委員のプロフィールを簡単に紹介させていただきます。〇〇先生は、現在、〇〇大学〇〇学部〇〇学科において教授をされております。乳児教育学を専攻し、幼児期に遊びを通しての人間関係の形成、幼児期の知的発達を研究課題とされ、子どもたちが夢中になって遊んだり、探求するための指導方法を学生たちと一緒に学ぶことを実践されておられます。先生には、本市において、公立保育園・幼稚園等の職員を対象とした講演会の講師をしていただいております。本市の保育・教育に非常に深いつながり、関係を持っていたいていただいているところでございます。

続きまして、副委員長には、〇〇保育園保護者代表で、現在、同園の〇〇会長をしていただいております〇〇委員をお願いしたいと思います。

それでは、拍手をもってご承認のほど、よろしくをお願いいたします。

(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

また、本審査会の議事進行につきましては、条例の第6条第1項に規定されていますように、委員長が議長となっておりますので、〇〇委員長をお願いいたします。

それでは、前の席によりしくお願いします。

まず、〇〇委員長にご挨拶をいただき、引き続き、議事に入らせていただきたいと思います。

委員長、よろしくをお願いいたします。

【委員長】 ただいまご選任いただきました〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、専門の見地からということでは言っていましたでしたが、なかなか色々思いがある中での審査となりますので、至らないところもたくさんありますが、どうぞ忌憚のない意見をたくさん出し合って、先ほどの市長の話にもありましたが、今いらっしゃる在園児のお子さんはもちろんとして、これからの橋本のお子さんたちにとって、より良い就学前の教育・保育を整えていく、そのための議論をぜひ積極的にお願いしたいと思います。至らないことがたくさんありますので、たくさんご意見をいただいて、皆様のご協力によって進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事を進めさせていただきたいと思っております。

会議次第の7番をご覧ください。まず第1番目、経過及び概要説明について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 健康福祉部長の〇〇でございます。

橋本市の乳幼児につきましては、年々減少しております。0歳から5歳の人口は、平成19年度末3,272人でありましたけれども、今年の4月では2,667人となり、この10年間で605人、18.5%減少しております。この傾向につきましてはまだまだ今後も続くということで、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、相当数乳児数の減少が予想されております。

このような時代の転換期におきまして、健全な育成環境を整備して、質の高い養育機会を提供することが非常に重要であると考えております。このため、平成19年に幼保一元化5カ年計画を発表し、子どもたちが生き生きとたくましく成長できる橋本市を目指しているところです。先ほどの市長の挨拶でも申し上げましたとおり、この計画に基づき、まず1番目のこども園として平成21年4月に高野口こども園、2番目のこども園として平成24年4月にすみだこども園を開園し、3番目、4番目のこども園として平成27年4月に応其こども園と橋本こども園をそれぞれ開園いたしました。

この間には、幼保一元化5カ年計画に基づいて、(仮称)山田こども園及び(仮称)学文路こども園の開園に向け準備してまいりましたが、こども園用地の問題や本市の財政状況が大変厳しい状況となるなど、一旦、(仮称)山田、(仮称)学文路、両こども園の整備計画を凍結としました。しかし、岸上保育園、山田保育園、柏原保育園、しみず保育園の老朽化や子ども人口の減少などによる保育環境を考慮した場合、こども園の整備は急務であることから、市として整備を推進するため検討を続けておりました。このような時期に、国では、全国的な待機児童問題に対するための方策として、公私連携によるこども園の設置について法整備がなされました。このことを受け、本市の状況を踏まえ検討、協議し、

公私連携によるこども園整備計画を進めることといたしました。

認定こども園といいますのは、皆さん、ご承知かと存じますけれども、保育園・幼稚園の双方の良さを取り入れ、0歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据えて、一貫した幼児教育・保育を提供し、子どもたちを心豊かにたくましく育てていくとともに、地域子育て力の向上を図ることを目的とした施設でございます。

公私連携幼保連携型認定こども園といいますのは、市が保育・教育の施設整備を進める上で、提供される教育・保育の機能に関与することにより、子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備を目指すもので、このような施設の整備にあたっては、民間事業者にこども園設置に向けた取り組みを促しつつ、一方で、相手方、いわゆる事業者の選定に関する公正な手続や運営に関する市のチェック機能を確保していくことが必要と考えています。

このたび、本市で初めてとなります公私連携による（仮称）山田こども園につきましては、岸上保育園、山田保育園、柏原保育園の3園を統合し、2号・3号認定のいわゆる保育園児が108名、1号認定のいわゆる幼稚園児15名、合計123名の定員予定で、幼保連携型のこども園を現柏原保育園を解体した用地に開設するものとなっております。

（仮称）学文路こども園につきましては、しみず保育園、清水幼稚園、学文路幼稚園の3園を統合し、2号・3号認定児54名、1号認定児9名、合計63名の定員予定で、旧学文路中学校を解体した後、その用地の一部を活用し、開設するものでございます。

以上、簡単ですが、経過及び概要説明とさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。ご質問等があるかと思いますが、議題2の説明が終わってから一括してご質問は受けたいと思いますので、引き続き、議題2に移ってまいりたいと思います。

2番の議事、審査基準についての1番、公私連携幼保連携型認定こども園についてを事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、審査基準につきまして、1番目の公私連携幼保連携型認定こども園について、どんなこども園をつかっていきたいか、市としての考え方を説明します。

まず、公私連携の基本的な考え方ですが、民設民営とはいえ、市が一定の関わりを持つことで公設民営の他のこども園と同程度の運営を担保できるよう、後に発足する三者協議会において、保護者の意見も取り入れ、就学前の子どもたちの生きる基礎を培いたいと考えております。

具体的には、子どもの生活や学びにおける発達の連続性に配慮しながら、家庭や地域と共に子どもを育み、養育していく園にしたいこと、また、施設内だけの保育に終わるのではなく、地域の園として家庭や地域と連携しながら、子どもの発達を保障する中心的な役割を担う施設であってほしいと願っております。

2点目に、幼保連携型認定こども園についてですが、幼稚園と保育園の両方の機能を備えた教育・保育施設です。今回は、国が示す幼稚園教育要領及び保育所保育指針と整合性のとられた国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を提供し、一人一人の子どもたちの発達保障、集団の中で生きる力の基礎をつけて小学校につなげていける施設にと考えております。

3点目として、具体的なこども園のイメージでございます。これまで通っていた地域にあった幼稚園や保育園は、表面的には統廃合されてしまいますが、教育・保育内容におきましては、これまでの公立園が提供してきた保育・教育内容を継承してまいりたいと考えております。こども園の利点として、保護者が働いている、いないかにかかわらず入園申し込みができる施設であり、あわせて地域における子育て家庭が子育ての不安や負担感を解消できるよう、子育て相談や親子の集いの場や機会を提供し、子育ての楽しさを実感できる施設にしたいと考えております。

保育の内容におきましては、これまで公立園の基本的保育の考え方をベースに、これに公私連携法人の新たな保育ニーズに対する取り組みやプランを期待していくところです。特に、(仮称)山田こども園では、新たに1号認定の幼稚園児の受け入れ枠が設けられることとなり、給食の提供とともに通常保育時間も午後2時まで受け入れが可能となります。また、(仮称)学文路こども園では、2号・3号認定の保育園児は0歳児からの受け入れが可能となり、1号認定児につきましては、(仮称)山田こども園と同様に給食の提供と午後2時までの通常保育の後、一時預かり事業として午後4時までの受け入れが可能となります。さらに、2・3号認定児につきましては、保護者の就労状況によりますが、午前7時から午後6時までの最大11時間の保育時間にプラスして、1時間の延長保育を設けることとなります。3歳児以上の保育につきましては、原則、共通時間は1号認定児と2号認定児の合同保育となります。

以上の点を踏まえ、申請法人が地域の保育・幼児教育の拠点として、また、地域の子育て支援の拠点として、どんな園を描き、保育や教育に対してどんな考え方をもち、実践していこうかというのを、ぜひお聞きしたいところであります。

以上、簡単ではございますが、つくっていききたいこども園像についてお話しさせていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。今の理念をお聞きいただいた上で、引き続き、2番目の2項目、審査基準の考え方について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、審査基準の考え方について説明させていただきます。

お手元の資料の右肩に別紙と書いてある資料がありますので、こちらをご覧くださいと思います。

橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人審査基準の考え方と題しましたこの資料につきましても、これまでの公設民営の指定管理者審査基準で設定しました審査項目と同程度の項目に解体・新築工事等に関する項目を追加したもので、募集要項におきましてもこの案を示したところです。

審査基準は8つの基準項目と14の小項目を設定しております。

まず、1番目として、「こども園での適切な教育・保育の提供能力」に20点、2番目に、「管理運営業務を安定して行う能力」に20点を配分しております。3番目の「子育て支援及び地域との連携」、4番目の「給食について」にそれぞれ10点を配分しております。また、5番目の「こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制」、6番目の「円滑な引き継ぎ保育の確保」、7番目の「公私連携法人として、応募申し込みをした理由、発達支援保育等について」もそれぞれ10点を配分しております。そして、その他10点を設け、8項目で合計100点となっております。

続きまして、各基準項目の小項目について説明いたします。

まず、1番目の「こども園での適切な教育・保育能力」20点の内訳になりますが、小項目といたしまして、(1)教育・保育の理念及び運営方針について15点を配点しております。審査をいただく主眼点としましては、認定こども園の運営についての理解度かどうか、適切な教育及び保育が確保される計画内容かを挙げております。

ここに、【3-1】、【3-2】、様式2、また、【7】、様式5-1-2、別紙別添様式、年間指導計画等と記しておりますのは、こちらの申請書のファイルの中の資料番号、インデックスの番号とその中にあります申請書類の様式の番号になります。申請書のどこを見ただけであればよいのかというのを示しております。

実際、ちょっと見ていただきます。恐れ入りますが、インデックスの3-1を開いてください。ここに、様式2として（仮称）山田こども園の施設整備計画書が、次の3-2に

(仮称)学文路こども園の同計画書が添付されております。

また、インデックスの7をお願いいたします。こちらには様式5-1-2とあり、その次にびょうぶ折りをしております5-1-2別添様式、ここは非常に大事なところなんですけども、その後に0歳児から5歳児の年間指導計画が添えられております。これらの申請書にある提案内容に関する各様式と添付資料を参照していただき、審査をいただきたいと考えております。

審査基準の別紙に戻ります。

2点目の法人の状況につきましては、5点を配点しております。こども園運営にふさわしい法人の理念を持っているか、家族及び保護者の信頼関係の構築についての考え方はどうか等をご審議いただきます。

次のページになります。続いて、2番目の「管理運営業務を安定して行う能力」の20点の内訳ですが、(1)運営管理(人員配置等)及び人材育成体制、研修実績についてで10点。内容としましては、適切な人員配置体制となっているか、緊急事態に対応可能な体制となっているか、職員の指導育成、研修体制は十分か、こういった内容について見ていただきたいと思えます。

(2)の法人の財務状況及び類似施設の経営状況について10点。これにつきましては、毎年、民営の保育施設の実地指導、指導監査を市のこども課で行っておりますので、後ほど改めて財務状況を説明させていただきます。合計で20点となっております。

続いて、3番目の「子育て支援及び地域との連携」が10点。(1)の子ども・子育て支援の取り組みについてが5点、(2)の地域との連携についてが5点、子育て支援事業や地域、あるいは小学校との連携等についてもご審議をいただきます。

続いて、4番目の「給食について」が10点。小項目は設定しておりません。給食の取り組みに対する考え方は適切か、食育の取り組み状況はどうか、アレルギー食への対応に対する考え方は適切かということで、保育所保育指針にも食育の推進を掲げられていることを反映して、給食については食育の部分も含めて10点という配点にしております。ここは申請法人が運営している献立表も資料に添付されておりますので、参考にさせていただければと思えます。

5番目の「こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制」が10点。内訳として、(1)認定こども園運営の収支計画についてが5点、(2)危機、安全、衛生、健康管理並びに苦情対応についてが5点の合計10点となっております。

6番目、「円滑な引き継ぎ保育の確保」も10点です。1点目が引き継ぎ保育の方法について、2点目が現在の嘱託・臨時職員の雇用についても5点となっております。

ページが変わりまして、7番目「公私連携法人として応募申し込みをした理由及び発達支援保育等について」が10点です。応募動機と発達につまずきのあるお子さんに対する保育等について、それぞれ5点となっており、審査をいただきます。

最後、8番目のその他10点ですけれども、認定こども園新設に係る建物解体工事及び建設工事における法人の取り組みは適切かということで10点。このことにつきましては、後ほど3番委員から、一級建築士としての見地からご助言をいただきたいと思っております。

採点は、小項目ごとに、「優る」が5点、「やや優る」が4点、「普通」が3点、「やや劣る」が2点、「劣る」が1点と点数化しております。重点項目は、点数を2倍から3倍としております。各基準項目の小項目の点数は、基本的に5点満点ですが、重点項目で10点のところは2倍、15点のところは3倍になります。例えば、最初の項目1の(1)こども園での適切な教育・保育の提供能力のところは、5点満点と採点された場合は3倍にして15点という設定にしております。

続いて、審査及び採点方法ですけれども、お手元の申請書類と後ほど説明させていただきます申請法人が市内で運営している保育施設の現地視察も参考にさせていただき、そして、来月のプレゼンテーションを総合して審査、採点をしていただきます。本日は多くの資料をお渡ししております。この提出された申請書類にお目を通していただき、法人の理念や保育内容の概要を把握していただいた上で、次の第2回選定審査会における申請法人からのプレゼンテーション（発表）となります。発表内容とあわせて質疑応答も行いますので、さらに深く法人を理解していただき、こども園の設置及び運営法人の候補者としてご審議をいただきます。

各審査員の皆様方には点数表をお渡ししますので、小項目ごとに点数をつけていただきます。その上で、審査員全員の評価点数を集計し、平均点が最低基準の60点以上で公私連携法人候補者として決定するということとなります。ここで、候補者という言葉を使っておりますのは、こちらで決定していただいた結果を市長に報告し、決裁を得た後、正式に公私連携法人となる流れによるものでございます。採点の結果、平均点が60点未満の場合は、本選定審査会で再度協議をしていただき、公私連携法人の候補者としての可・否を決定していただきます。

なお、今回の選定審査会の審査のご参考にしていただくため、事務局としましては、申

請法人の保育施設の視察を行っていただきたいと考えております。日程につきましては、本日の審査会終了後にご案内させていただきます。

以上が審査基準でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 以上、経過及び概要説明並びに審査基準について、公私連携幼保連携型認定こども園及び審査基準の考え方ということをご報告いただきました。大項目8項目、そして内訳の小項目14項目にわたって、皆様に審査をしていただくということになります。

この議事の1番、2番を今から一括して質問、ご意見を受け付けたいと思います。ご質問等がございます委員の方は、ご挙手をいただいてマイクを持って、番号を言ってご発言いただければと思います。1番、2番あわせてですのでどちらからでも結構ですが、ご意見、ご質問がある委員の方はおられませんでしょうか。いかがでしょうか。

では、7番委員の方。

【7番委員】 7番委員の〇〇保育園の〇〇です。

最後の採点方法のところで、この項目というのは複数の法人がいるのを前提に書かれていると思うんですけども、複数の法人の申し込みがあってそこから選ぶというふうに採点方法の項目って書かれていると思うんですが、今回の場合、1法人だけということなので、そのときに60点未満の場合、再度検討するということなんですけども、その再検討でも仮に60点に達しなかった場合、どういった解決をすとお考えでしょうか。

【委員長】 事務局より、今ありました質問について、もし規定の点数を割った場合の対応についてお話してください。お願いします。

【事務局】 60点未満の場合で再検討していただき、それでもこの審査会でふさわしくないという結論にもし至った場合は、募集の仕方を改めて行う、または再度やり直すという形になると思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。一旦、審査をいただいて60点を割って、再検討においても適格と判断されない場合は、再募集等も含めて次の検討に入るということですが、7番委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。どちらのことに関わってでも結構ですが、いかがでしょうか。特にないでしょうか。

では、6番委員、9番委員の順で行かせていただきます。

【6番委員】 6番の〇〇と申します。

経過の説明の中でですけれども、色々住民の方から質問及び反対意見が多数出ておりま

して、地域住民からもかなり反対の意見が出ております。こども園について、資料をまだ簡単にしか見れておりませんが、字面ではわりといいような内容に書かれておりますけれども、(仮称)山田こども園に関してのみですが、結局、1階建てということですからかなり平米数は少ない状況で、園児1人当たりの平米数も国の基準ぎりぎりの数値となっております、かなり狭い状況となります。それに関しては、保護者の方からも環境が悪化するという意見が再三出ているかと思えますけれども、今のご説明では、これは園児の環境を良くするためのこども園だというふうに説明がなされていますが、実際のところは決していいものになっていないということ、ここで、質問というよりは申し上げておきたいと思えます。

私個人の考えですけれども、今回のこの計画で良くなるメリットに関しては、地震に関する耐震の問題ですとか、あとは衛生面の問題は確実に良くなると思います。今、申し上げたような環境の問題ですとか、あとは発達に関しても手厚い保育をというふうに説明では申されていますけれども、実際、先生の数も減りますし、加配で市の方から各クラス1人は追加できるんじゃないかというお話はいただいています、それでも現状の保育に比べると全く手薄になるのは確実です。できれば、そういった事実を述べていただきたい。悪いところにふたをして説明をしてくださるのではなく、そういった言葉だけでは幾らでもいいことが言えると思うんですね。説明を見ると、こういうことをやっています、こういうことをやっていますという説明しかなされていないですけれども、実際にどうなのかというのは保護者がとても不安に思っていて、今、申し上げたような、事実、悪化するという部分が多々あります。なので、一言で園児の環境を良くするためにこのこども園をつくるというのは、事実と反していると考えています。

あとは、給食に関しても、ちゃんとケアがされているというお話でしたが、今、ぱっとレシピを見たところでは、おやつなんか市販のものをかなり多用しておりますし、今現在、私は〇〇保育園ですけれども、おやつも全部手づくりで、かなり手の込んだものを子どもたちに食べさせていただいています。そういったのを見ても、ちょっとやはり今の保育と比べてどこがよくなるのか、はっきり言って疑問に思っております。

これは質問ではないので返答は結構です。この事実を審査の皆さんに知っておいていただきたいなというところです。

【委員長】 では、ただいまのはご質問ではなくご意見ということですので、委員の皆様、今のご意見もお聞きになられて、審査の際にご参考をお願いします。

では、9番委員の方、お願いします。

【9番委員】 9番の〇〇です。

先ほどの質問につながるんですけども、もし60点未満の場合は再協議ということで、ここでも該当がなかった場合は、また再募集ということなんですけども、もしそうなったら、もちろんだんどん時間はとられますよね。それでも工事の期間なんかはやっぱり変えない予定ということなんですかね。それをお願いします。

あともう1点なんですけれども、これもふたをあけてみないと分からないと思うんですけど、園児ももちろんどれくらい来るか分からない、定員来るか分からないんですけど、先生ですね。保育士の10人とか14人とか書いていましたけど、その辺も集まるのかなというのがあるんです。橋本市で子育てをしていると結構聞くんですけど、元保育士で今は引退している。いろんな私立の保育園から来ないかと言われているけど、断っている。つまり、私立の保育園でもある程度人手不足なのに、それだけ人が、しかもちゃんとしたベテラン、ベテランでなくてもいいんですけど、しっかりした保育士というのが集まるかなというのがすごく疑問なんです。もちろん努力しますとかそういった言い方であれなんだろうと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

【委員長】 ただいまのもし再協議になったときの後ろのスケジュールと人材確保の見直しについて、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 こちらの審査会でふさわしくないという判断にされた法人を市長に候補者として認めてもらうのはとてもできませんので、どんどんずらしていくというのは、事実上、なると思います。工事につきましてはやはり限界があると思いますので、候補者がしっかりと決まらない限り工事はずれていくという現実で、スパンとしてできない状態であれば……。

【9番委員】 凍結もあり得るということ。

【事務局】 それは正直あり得ます。

あと、先生のことに関してなんですけど、私が言うのもあれなんですけども、はっきり言いまして、公立の先生は他園に負けないぐらい、いい先生が今そろっておりますので、この環境を維持するとなれば、新しい園は非常にハードルが高くなってきます。ですので、法人のこれからの動きにもよるんですけども、できるだけ先生確保におきましても、今現在の公立の先生の臨時・嘱託につきまして注目をさせていただく等、期待して、保育の中身もそうなんですけども、先生方に対してもできればお声がけをいただきたいなと考えてお

ります。

【9番委員】 そこも集まらなければ、もちろん開園はできないということですよ。見切り発車とかはないですよ。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 保育士の確保ができなければ、認定こども園そのものの認可が和歌山県からおりないんです。ですので、建物ができたとしても、その法人が運営できるというゴーサインが行政機関からおりませんので、事実上、開園はできないという形になります。

【9番委員】 毎回言っているんですけども、公立の先生たちをほかの園にする前に、半年でも1年でも、次の園に行かせてもらえないですか。これ、ずっと言っているんですけど。そういったのは不可能なんですか。それとも、市としての判断ですか。

【事務局】 現時点では、そのご意見は不可能でございます。

【9番委員】 それは法律的にとかということですか、それとも市として。

【事務局】 市としてです。

【9番委員】 どうしてですか。教えてください。

【事務局】 施設の問題ということになって申し訳ないんですけど、施設の老朽化と財源確保等ですね。

【9番委員】 いえ、それは関係ないです。どうして保育士が次のこども園に例えば行けないのか。

【委員長】 今、おられる公立の保育園の先生を、次のこども園に派遣等できないでしょうかということ。

【事務局】 それは、今、明言できませんけども、検討課題として、先日、園の説明会のときに生の声をいただきましたので、今、確実に私ができるとは申し上げませんが、ちょっと検討課題とさせていただきます。

【9番委員】 不可能ではないということですね。

【事務局】 はい。ちょっと先ほど質問を聞きとり間違えまして、すみませんでした。

【委員長】 最後の件はちょっと私の方から申し上げますが、ご本人の意思に反して異動していただくことはできませんよね。

【9番委員】 それはもちろんです。

【委員長】 ですので、もちろん法人の方に声をかけていただいて、良い条件で雇用していただくことはできるにしても、本人の意思なくということにはできないですよ、雇用

に関しては。機関の異動ですよ。

【事務局】 今、言われているのは、正規の先生方です。

【9番委員】 正規の公立の。

【委員長】 じゃあ、出向というか、そういう形になるということですね。それはご検討いただくということですね。

【事務局】 そうです。

【委員長】 はい。他園の保育に支障のない範囲で出向が可能かどうかは、ご検討いただけるということでいいですね。もちろん転勤とかもありますので、他園を並行して運営されていきますので、そちらとの兼ね合いも含めて、検討課題として受け取らせていただいてよろしいですか。じゃあ、また後日、11月のときにその検討の結果が難しければ経過も含めてご報告ください。

では、ほかの委員の方、いかがでしょうか。6番委員の方。

【6番委員】 たびたび申し訳ありません。先ほどちょっとお聞きし忘れたんですが、(仮称)山田保育園に関してですけれども、底地を地域住民の方が4人、私有地として持ってらっしゃると思うんです。その売買は法人が決まってからということになるんですが、売買がもし成立しなかった場合は、このこども園化自体が中止になるというお話だったと思うんですけれども、普通に考えて、まだそういった土地の状況が先行き不透明なものをよく法人が進めるというか手を挙げたなというのが、はっきり言って疑問なんですね。これは法人側としてはどういう考えというか、そういったのが市の方に伝えられているのか教えていただきたいんですけれども。

【委員長】 ただいまのご質問についていかがでしょうか。

【司会】 法人の公募のときには、法人に対して質問も、この点については、一部あったことなんですけども、市として責任を持って平成30年、31年度で用地を確保する、用地を買いますということで、今回の公募をさせていただいています。

【6番委員】 それは購入できるという根拠はどこに。現在、4人中1名は売らないとおっしゃっているとお聞きしましたけども。

【司会】 現在、私、課長、課長補佐2人で、用地を持っている方、これ、3名です。3名の方に一応挨拶には行かせていただいております。感触としては結構いい感じ、いい感じといっても別に金額的な提示とか、まだこれからで、予算も通っていませんので、しておりませんが、3人の方には挨拶させていただいて、こども園計画がありますよと

いうことで説明させていただいております。

この間、説明会の際に1名の方、用地の件でちょっと質問のあった方がおられるんですけど、この方については、当初のこども園用地の取得のときに交渉に行かせていただいて、土地については売ることができませんよと言った方が、この間、説明会で1名おられましたけども、今回の方3名については、今、言いましたように、ご挨拶には行かせていただいております。

【6番委員】 そうしたら、先日のお話をいただいた方の所有地は、今回のに關係ないということなんですね。

【司会】 そうです。

【6番委員】 分かりました。いずれにしても、土地がこれからなのに法人がよくやろうとするなというのが、ちょっと疑問は疑問です。

ありがとうございました。

【委員長】 土地の件に関しましては、現在、打診をして、ご挨拶をしていただいているという経過だということによろしいでしょうか。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。7番の方。

【7番委員】 7番の〇〇です。私、〇〇保育園に行かせてもらっているんで、朝夕、送り迎えに私も行かせてもらうときがあるんですけども、駐車場の入り口が一方通行ではないので、北から来たり南、西とか、方々から車が来ることになります。これがこども園になると、子どもの数も増える、しかも時間帯によっては、小学生であったり通学時間帯にも重なったりするわけなんですけども、前回の説明会でその辺はちょっと根本的な解決策、こういうふうにしますというのを示していなかったと思うし、特に地域の住民の方も、この間の説明会までそこまでなっているというのを知らなかった方も多かったと思うんです。特に地域の住民の人にも納得できていないのに、私らも納得できない。どうしていかかというのを、地域の住民の人に対してのフォローも不十分だと思うんですけども、これから時間はあると思うんですが、その辺はどういうフォローというんですかね、住民の説明というか、納得できるようにしていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 ちょっとその辺について説明させていただきます。この前、柏原地区、(仮称)山田こども園についての地元説明会をやらせていただきました。そのときに、やはり地元の方から道が狭い、それと子どもの数が非常に増えるので車の数が増えてくる。ここ

については小学校の通学路にもなっているので、その辺も今の説明では不十分だということとで質問をいただきました。

今回、法人の提案の中で一部載っていると思うので、そこをまた読んでいただきたいんですけども、橋本市からのこの間の地元説明会及び保護者の説明会の中では、山田公民館の第2駐車場の一部をお借りして、こども園の送迎用の駐車場として利用していきたい。例えば、3歳から5歳の児童の方については、そこから子どもの足で5分から10分ぐらいかかるんですけども、歩いて送迎できるように保護者の協力をいただきたい。それと、これも保護者の方の協力になるんですけども、非常に保育園の前の道が狭くて今の状況では道の拡幅が難しいので、保護者の方については、車の送迎を西から東への一方通行でご協力いただいておりますということとで説明させていただきました。

ただ、これでもかなり不十分だということで、保護者の方々からは色々またそれでいいんかということで質問をいただきました。ここからは全く表には出ていないんですけども、その後すぐに市長とも話をさせていただきました。やっぱり今のままでは不十分だとこども課でも思いましたので、その後、検討させていただいて、今のところ、そこへプラスして市の単独の予算で警備員を2名以上配置する。例えば、小学生の通学路になっています山田地区公民館の前、それから、今、言いました第2駐車場の送迎用の駐車場に使おうと思っているところ、それから保育園の前、その辺を検討しながら、市として単独で警備員を設置していくというのが、今のところ案として出ております。

以上です。

【委員長】 地域の方からのご意見を受けて、今のような説明と対応をとっているのが現状です。それについていかがでしょうか。

【7番委員】 今、警備員が2名ついてくれるということなんですけども、それでもなお、色々事故であったりとか、何かトラブルがあると思うんですけども、その際は市が意見を聞いて解決するということでしょうか、それとも法人に。私が何か仮に送迎のときトラブルがあった場合、法人に言えばいいのか、それとも警備員についている市の方にそういったことを申し上げたらいいのか、どちらでよろしいのでしょうか。

【委員長】 回答をお願いします。

【事務局】 今のところは、警備員を配置するのは市でございますので、市の方に言っていただく形になると思います。それと、もしここで法人が決定すれば、1月以降、三者協議会を設置していきますので、その中でもそういうふうなところの確認事項とか、その

辺は三者の方で協議して、しっかりした形で決めていきたいと考えております。

【委員長】 市の方で対応窓口を用意していただくということで、また、そのことにつきましても、法人と協議会を設けて詰めていただくということでよろしいですかね。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。かかわる点でも結構ですし、ほかの点でもよろしいですが、よろしゅうございませうか。もし後でまたありましたら出していただくということにして、書類の審査についての議事を続けながら、またありましたらお出しいただきたいと思っております。

(3)の書類の審査に入りたいと思っておりますが、資料の説明についての概略を事務局の方からお願いいたします。

【事務局】 それでは、先ほどの審査基準の考え方の説明と一部重複しますが、ここから申請書類の中身の概要を説明させていただきます。

申請書類は、お手元のブルーのファイルのとおり、膨大なページ数となっておりますけれども、最初の1ページから2ページにつきましては、資料3の募集要項に基づく必要な提出資料につきましては、全て添付されておりますことを事務局の方で事前に確認しております。

左の資料番号1から32につきましては、インデックスをつけてございます。資料の中に、(仮称)山田こども園と(仮称)学文路こども園、それぞれの収支計画や職員配置等があるものについては、さらに枝番をつけております。資料番号、インデックス1から2につきましては、今回の申請書のががみと法人の調書、資料3から5におきましては、施設整備における受け入れ定員などの施設概要とその資金計画等が示されております。続く資料6につきましては応募動機、資料7からは申請法人の教育・保育に関する理念、そして、一番大事なお子さんをお受けするにあたっての保育の内容に関する全体計画と年齢児別の指導計画が添付されております。資料8には保育の実施体制として職員の配置、続く資料9には職員研修についてが示されております。今回、公私連携ということで資料10に公立園からの移行に伴う考え方、資料11には安全管理の取り組み、資料12に発達支援を含む特別保育、資料13に特別指導についての提案がなされております。

また、今回、こども園化に伴う必須条件として、在園児以外への子育て支援事業についてが資料14に、地域との交流や保護者との信頼関係の構築や三者協議会についての提案等、法人からのアピールポイントがそれぞれ資料15から19に示されております。さらに、資料

20から23にかけましては、新しいこども園の施設整備に係る配置図や設計概要等についての資料が添付されております。特に資料21につきましては、具体的な園舎の間取りについて提案されていますので、ご覧になっていただきたいところです。資料24から26にかけましては、法人登記の証明書と定款・役員名簿等となり、資料27以降にかけましては、法人の財務諸表類、理事会等の開催状況等が添付されております。

各様式、申請書類には法人からの思いを込めた提案がなされていますが、皆様方にご審査いただく審査基準項目に照らし合わせると、一部で複数の様式にわたって内容の記述がされておりますことを、あらかじめご了承ください。

ここで、お手元の資料2をご覧いただけますでしょうか。この資料2は、審査項目における橋本市の現状をご覧になっていただくものです。これは公立園が行っている保育内容などを表記したものでございまして、右端に申請書類の様式という欄を設けております。これは、申請書類の最初にあります提出書類一覧の資料番号6の提案内容に関する記述様式5-1から11の番号となっております。本市の現状と比較することができるようにしておりますので、書類審査の際に参考にしていただければと思います。

審査資料の説明については以上です。

【委員長】 ありがとうございます。では、その他の認定こども園新設にかかわる建物解体工事等及び建設工事における法人の取り組みについて、3番委員の方から専門的見地よりご説明いただきたいと思いますが、3番委員の方、お願いできますでしょうか。

【3番委員】 それでは、説明させていただきます。ブルーの20-1と20-2、それから21-1と21-2が説明させていただくところかなと思っております。

20-1については、解体工事の概算見積書及び工事工程表というのが記されておりますけれども、この部分については、柏原保育園を解体して（仮称）山田こども園を新築するということで、解体工事についてはあまり影響というか、新設の方が大事かなと思っておりますのでさらっと行きます。

柏原保育園が大体1,500万円程度の解体費、それから旧学文路中学校と屋内運動場、体育館ですね。これを残して電機設備もしくはもろもろを（仮称）学文路こども園に移設する工事、それから進入路、駐車場の工事があるんですけども、これらについても、中学校の解体で約6,000万円ほど、それから、体育館を移設するんやなしに、体育館の設備を移設する工事で2,500万円程度、それから進入路6メートル50の道路と2メートルの歩道が北から南に向いて入るようになっておるんですけども、駐車場44台分の工事を含めて2,100万円程

度ということになっております。

次に行かせていただいて、工程ですけども、先ほどもありましたように、スムーズに流れますと、工程表を見ていただいたら分かると思うんですけども、(仮称)学文路こども園が先になりまして、設計が12月ごろ入りまして、発注が翌年2月、解体工事が完了するのが6月ということです。引き続いて、本体工事に入って、本体工事が平成30年8月からかかって、平成31年4月に開園と。それから、(仮称)山田こども園につきましては、平成31年4月に解体工事をしまして、平成31年8月に本体工事にかかって、平成32年4月に開園というふうな流れで記載されております。すいません、1年ずれていました。平成33年の4月です。それから、(仮称)学文路こども園が平成31年4月開園というふうなことになっております。

それから、審査というのがあるんですけども、これは建築確認申請を上げましての審査とか市の担当課による工法的、金額的にオーケーかというふうなことを審査する期間と認識していただいたら結構かと思えます。

それから、図面ですけども、(仮称)山田こども園の図面が21-1に500分の1の配置図があります。これは、先ほども駐車場の関係で言われておったんですけども、見ていただきますと、北側に駐車場5台と11台がとれるようになっております。それから、北側から進入していただいて園舎というふうなことで、東側の道路からは職員用の駐車場30台というふうなものも設けられるようになっておりまして、これについては直接関係ないかなと思えます。

それから、先ほど、右側の計画概要ですけども、構造が鉄骨の準耐火の建築物で、平家建てというふうなことになっております。

それから、敷地面積が3,322平米、関係ないといえば関係ないんですけども、3,000平米を超えますと開発許可申請が必要になってくるという場合もあります。ここは以前に建物を建てられた後の撤去した部分ですので、そこら辺はまた担当課の方で判断されると思います。開発許可は出して、それに準じてのものでしたら合格というふうなことになりますので、比較的問題はないかなと思えます。

それから、延べ床面積ですけども、1,028.5平米というふうになっております。駐車場は先ほど申しあげましたとおりです。

それから、主な外部仕上げですけども、ガルバリウム鋼板横段ぶきって、ガルバリウムという近年わりと使用される屋根の機材かなと思えます。それから、外壁が窯業系防火サ

イディング等というふうになっております。それから、床がフローリングで、壁は腰壁だけが羽目板、要は木製の板を張って、その上が石膏ボードの上にビニールクロスと。天井が岩綿吸音板、岩綿吸音板というのは、いわゆる事務室等でよく使われるようなものかと思います。

それから、計画諸室ですけれども、先ほど面積的に余裕がないというふうな話もございましたけれども、どれほどあればええんかなというふうなことになると思いますが、基準面積というのがありまして、これは県のこども園に対する条例で定められておる基準面積1人当たりというのがあります。計画人員が0歳ですと9名ですので44.6平米、実際のここですなされている計画面積が50.4平米というふうな面積になりますので、6平米ちょっと余裕があると認識いたしております。

それから、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳についても同じように、括弧の部分については1人当たりの基準面積、それに対して実際何名に対して何平米と。それから、計画ではこういうふうな面積になっていますというふうな計画諸室のことですので、これについては、基準面積以下はとんでもない話になるんですけども、県の条例による面積的にはクリアしているように思います。

それから、次、めくっていただきまして、(仮称)山田こども園の正門、北側から入ります。北側から入りまして、玄関がありまして、職員室、子育て支援室というふうなものがあります。それから保育室、0歳、1歳、2歳、この場合は3歳までが南向きというふうに配置されております。保育室4歳、5歳が東向き、その南側に遊戯室というふうなことで、面積的に気になるかと思いますが、0歳ですと53.4平米(50.4平米)と書いてありますけれども、私、これを見てどうこうというふうなあれではないんですけども、要は、部屋53.4平米というのは壁芯、いわゆる壁の芯で面積を出しておいて、50.4平米というのは内々の寸法かなというふうに見てとれます。そういうふうに見ていただいたらいいかなと思います。

それから、右側の延べ床面積云々というふうな表もありますけれども、これは共用部分等々の部分が記載されておりまして、各部屋の横側に書かれているのが壁芯ではかった面積というふうにご理解していただいたらいいかなと思います。

それから、冷暖房ですけれども、各部屋はもちろん冷暖房されておりまして、次、めくっていただいて、冷暖房、丸というのがついてありますけれども、これが各部屋、保育室等々関係する部屋に冷暖房が設置されておりまして、17カ所ほどになろうかと思いますが、それ

から、見方ですけれども、面積、有効面積、冷暖房というふうな部分があるんですけども、この面積というのが、先ほど言わせていただいた壁芯ではかった面積、有効面積が内々の面積かなというふうにとれます。

それから、次に行きます。

(仮称)学文路こども園につきましても同じようなことになっておりまして、建物、構造、それから、仕上げ等々、(仮称)山田こども園と同じ内容です。それから、今、見ていただいております500分の1の配置図なんですけれども、青い破線部分で書いたのが分かると思うんですけども、これが中学校の元の校舎の部分かなと。それを解体して園舎と、関係ないですけども、公民館を建てるというふうな計画の配置図になっております。

それから、進入路ですけれども、車道部分で、北の県道から6.5メートル入ってきていただいて、駐車場が44台、それから、その横に並行して2メートルの歩道というふうな配置になっております。聞くところによりますと、44台のうち20台分ぐらいが職員、それから、あと残り24台部分になろうかと思えますけれども、それが送迎用の駐車スペースというふうになっております。

はしよりますけれども、次、お願いします。

次の延べ床面積云々というふうに書いてありますけれども、これも見方としては、(仮称)山田こども園と同じ内容になっております。それから、300分の1の平面図ですけれども、これにつきましても、0歳、1歳、2歳が南向き、それから3歳、4歳、5歳、遊戯室が東向きというふうなことになっております。

次の冷暖房についても、先ほどと同じような形で見ていただいたらなと思えます。冒頭でありました適切か適切でないかというふうな部分ですけれども、基準はクリアされておると私としては思っております。それがどの程度余裕があるかどうかというのは、この図面を見てだけしか言えませんが、そういうふうな見方でご判断いただけたらなと思えます。

それから、建築確認申請が上がりますので、多分、特殊建築物になろうかと思えますので、特殊建築物等々になりますと、耐火、準耐火というふうなことも踏まえて建築基準法の中でうたわれておりますので、そこは建築確認の中で建築主事が判断されるというふうなことになろうかと思えます。それから、面積的にも先ほど申し上げましたように、県の条例の中をクリアせんと認可はおりへんというふうなことになりますので、そこら辺ご理解いただけたらなと思えます。

私からは以上でございます。

【委員長】 3番委員の方、本当にありがとうございました。

すみません、財務状況についての説明を1つ飛ばしてしまいましたので、財務状況についての説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局の方から財務状況につきまして説明させていただきます。

資料につきましては、インデックスの27と本日用意しました資料の6をご覧くださいと思います。

ここは、先ほども審査基準の考え方で説明しましたが、法人の財務状況及び類似施設の経営状況についてご審査をいただくもので、10点の配点があります。視点は大きく分けて2つあります。1点目は、申請法人そのものの財政状況は健全かという点、もう1点は、申請法人が実際、橋本市内で運営している保育施設の経営状況は良好かという点でございます。

この財務諸表は、社会福祉法人におきましては、平成24年度から適用された新会計基準に基づき作成されております。企業や行政でいいますと、決算書にあたります。ここには平成26年度から28年度の財務諸表が添付されております。各諸表の種類ですが、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表が財務諸表として添付されており、貸借対照表の附属書類として財産目録が添付されております。今回は、審査委員の中に会計士がいらっしゃいませんので、事務局のこども課の方でこの書類のポイントとなる部分をピックアップして説明させていただきます。

恐れ入りますが、ファイルのインデックス27の中で、直近の28年度の財務諸表をお願いいたします。28年度財務諸表の3枚目をお願いいたします。横書きの法人単位貸借対照表をご覧ください。誠に恐れ入りますが、ここからは会計の専門用語が出てまいりますので、できるだけ事例を挙げて私の方から説明をさせていただきます。

この貸借対照表とは、決算日である3月31日現在の財政状況をあらわしています。人間でいいますと、健康診断書にあたるものです。左の表に所有する総資産、何に使っているのかをあらわし、右の表にそれ取得するための財源、どこから調達したのかをあらわしています。右の表には、さらに負債の部と純資産の部があります。負債とは借入金や未払金、私たちがいうと借金やツケなどでございます。その下の純資産とは、返済の必要のない自己財源です。身近な例を挙げますと、今、2,000万円のマンションを所有していても、まだ1,500万円のローンが残っている場合、正味の資産は500万円というイメージです。この正味の資産を会計では純資産と呼んでおり、この純資産の割合が高いほど財務的に安定

していると言えます。法人が安定した運営を続けていく上で、将来に向けた園舎改築費などの積み立てなど、純資産の数値はとても大切です。なお、純資産の中にある基本金とは、社会福祉事業を行うのに必要な固定資産を取得するために集まった寄附金をあらわしております。

この貸借対照表の内訳明細にあたるのが資料インデックス27の後ろの2ページになるんですけども、財産目録と呼ばれるものです。インデックス28の手前の2枚になるんですけども、この財産目録は、正しい財政状況を把握するために、会計年度期末における全ての資産と負債について一つ一つ洗い出し、それを明確に表示したものです。公益性の高い社会福祉法人にとっては、財政状況の透明性を確保するため、重要な計算書類の1つとなっています。

次に、資金収支計算書に移ります。すみませんが、28年度財務諸表の1枚目に戻ってください。

この資金収支計算書とは、一定期間で資金が幾ら増減したか、4月1日から翌年の3月末までの1年間のお金の動きをあらわしたものです。一般家庭でいいますと、家計簿に相当するものです。上から11行目の左に、事業活動資金収支差額 $(③=①-②)$ とありますが、この金額が多いほど経営が安定しているといえます。逆に、この金額が少なければ、設備投資、借入金の返済、将来の積立金への資金の充当などが難しくなります。

次に、この表の下から3行目に当期資金収支差額合計 $(⑪=③+⑥+⑨-⑩)$ とありますが、ここは1年間にどれだけの資金を創出したものかをあらわすものです。また、表の一番下にある当期末支払資金残高 $(⑪+⑫)$ 、この金額は、期末時点で幾らの資金が残っているのかをあらわします。ここがマイナスの場合は、短期的な資金繰りに支障を来すおそれがあり、財政上好ましくありません。

次のページをお願いいたします。

事業活動計算書になります。この事業活動計算書とは、一定期間の法人の経営成績をあらわしています。いわゆる1年間の利益を計算するものです。同じく、上から11行目の左にサービス活動増減差額 $(③=①-②)$ とありますが、この金額は、本業の保育サービスにおける利益をあらわします。ここが大きければ、本業の収益性が高いといえます。マイナスの場合は早期に経営改善が必要です。

次に、下から7行目の当期活動増減差額 $(⑪=⑦+⑩)$ につきましては、1年間の経営成績、企業でいいますと、その年の純利益に相当するものです。また、一番下の次期繰越

活動増減差額 $(⑰ = ⑬ + ⑭ + ⑮ - ⑯)$ とありますが、ここは一般家庭でいいますと、こつこつ働いて貯金をしているというイメージで、社会福祉法人の場合は、法人の活動によってためられた純資産、先ほどの正味の資産の増減差額の累計額となります。

各財務諸表の見方は以上ですが、今回は、橋本市内で初めて公私連携の幼保連携型認定こども園を末永く運営していただく法人候補者の選定審査になりますので、最低限押さえておきたい審査のポイントを別紙にて説明させていただきます。

資料の6をお願いいたします。横書きの資料なんですけれども、この資料は、大阪府が社会福祉法人の認可にあたって採用している基準を参考にして、こども課独自で作成したものです。全体の財務諸表を事前に拝見し、今回、各審査委員の皆様方からご審査をいただくものとして用意させていただきました。

まず、審査いただくポイントとして、左の1、支払い能力についてです。ここにあります流動比率とは、1年以内に支払わなければならない負債に対して、1年以内に現金化できる資産がどの程度あるかを示す指標です。この比率が高いほど支払能力があることとなります。ここは大阪府を参考にいたし、120%以上が望ましいと審査しました。次にあります借入金償還余裕率とは、毎年の純収益が元利返済額に対してどの程度余裕があるのかを示す指標です。流動比率と同様に、この比率が高いほど望ましいとされます。ここでは借入金返済の安全性を判断するため、やはり120%以上が望ましいと審査しました。

次に、2の設備投資の妥当性についてですが、固定長期適合率とは、自己資本と固定負債の合計に対する固定資産の割合を指します。財務の健全性を判断するための指標の1つで、この比率が低いほど安定性が高いとされます。法人経営では、やはり100%は切ってほしいところです。

最後に3、資本構成の安全性についてですが、自己資本比率とは、法人の総資産に対する自己資本の割合を示す指標です。すなわち、この比率が高いほど法人経営の安定度が高いということになります。ここでは総資産の3分の1、33%以上を基準とし、審査いたしました。

これらを事務局で事前に審査しましたところ、申請法人の運営に係る財務状況につきましては、ご覧のとおり、全ての指標においてその基準をクリアしていることがうかがえました。

また、こども課では、毎年、保育施設の指導監査を行っていることもあり、申請法人が実際、市内で運営している保育施設の財務状況についても注目した部分を2点申し上げます。

す。

恐れ入りますが、28年度財務諸表において、最初から4枚目にあります資料を見ていただけますでしょうか。右上に第1号第4様式と漢字で書いてあります。橋本さつき保育園拠点区分資金収支計算書をお願いいたします。

この表の上から3分の1ぐらいのところに人件費の支出があります。その中の職員給与についてです。保育士、調理員といった過酷な労働条件の中で、それに見合う給与等が支払われているのかいないのかというところです。ここの金額が低過ぎると、保育士の離職につながりかねません。保育所指導監査における審査の中に、行政からの委託費の収入の約7割という人件費のラインがあるのですが、この園ではちょうど約70%という一定のラインに相当していることを確認しております。

そして、もう1点注目しましたのが、在園児に提供しております給食材料費です。この表のほぼ真ん中に事業費支出があり、その下に給食費支出とあります。さきの保護者説明会や事前にいただいたアンケートの中に、他府県で報道されたような、例えば給食が十分に提供されていない施設、そういったことのないようにとのご意見がありました。ここが低過ぎるとそういう疑いを持たれるのですが、この園のクラス別の園児数より比較しましたところ、この園は開園2年目ということもあり、昨年度3歳以上の在園児数が少ない中で、年間の給食材料費は公立保育園とほぼ同じ相場であり、妥当な給食材料費を支出していることを確認しております。

最後に、事務局としての見解ではありますが、私立の園におきましては、設備資金は国の補助制度の活用をはじめ、福祉医療機構等から借り入れを行い、新園舎を建築し、運営に係る保育の費用につきましては運転資金として自己資本を出資し、いわゆるイニシャルコストを抱えて園の運営をスタートするのが一般的な財務の流れです。今回の申請法人も同様でありまして、確かに2年前の27年度の開園初年度は、定員に対する園児の入所率が年平均で約50%とありまして、施設の財務運営状況につきましては、途中、苦しい部分も見受けられ、行政からの委託費のほかに法人自らの繰り入れを行うことで運営をされてきました。しかし、開園2年目の28年度におきましては、園児数の増加もあって、委託費におきましても若干の潤いを見せ、財政的には順調なスタートラインに乗りつつあることが伺えます。

また、今、国が推し進めております保育士等の処遇改善等につきましても、適正に行われていることを確認しており、29年度予算編成につきましても、28年度決算額を見越して

適正な予算編成がなされていると見受けられます。指導監査を担うこども課としましては、このまま29年度以降も適正な予算執行を続けてほしいところであり、健全な財政運営に向かっていることが伺え、審査の参考にしていただければと思い、報告させていただきます。

財務状況についての説明は以上です。

【委員長】 　　ただいま事務局より財務状況についての説明がありました。

ここまでお聞きいただいて、次に、地域、利用者の立場から委員になっていただいている方がたくさんおられますので、どのようなこども園を望むのかというご意見もぜひお聞きしたいと思っております。どなたからでも結構ですので、ぜひどのようなこども園にしてほしいか、どういう点に特に配慮をしてほしいかなど、ご意見をいただければと思いますが。

では、5番委員の方。

【5番委員】 　　5番の〇〇です。

今の説明で、行政の方でこども園にしていきたいんやという気持ちも十分分かりました。その中で、僕らは今、在園児の各保育園、幼稚園の〇〇会長で出席させていただいている立場なんですけども、まず岸上保育園について、いろんなご意見が保護者の中からありました。岸上保育園の場合は、山田地区の場合は、柏原保育園が解体・新築工事ということで1年早く解体されて、柏原保育園が廃園になると。

その中で、柏原保育園の園児が岸上保育園、山田保育園に流れてくるというのは失礼ですけども、転園になってくると。柏原保育園の保護者は、1年間、山田保育園、岸上保育園に異動になって、友だちもできるのかできないのか分からない中で、はい、こども園ができました、そっちに行ってくださいという中で、厳しい意見で、私たちの子どもらは物ではない、しっかりそこのケアをしてほしいという意見もございました。

岸上保育園に限っても、今うちは4歳児の子なんですけど、大体園児数がクラスで10人と。ここで、国の認められている園児数に対しての先生は30対1と。そこで、岸上保育園が、今、2歳児、3歳児が8人、10人と徐々に増えていって、急に4歳児、5歳児で他園から入ってきた中で、30対先生が1の中で、果たして今みたいにメダカとりに行ったりとか、セミとりに行ったりとかという今の在園児に目は届くのかと。こども園にしていきたい気持ちも分からないでもないですけども、先ほど行政がおっしゃった、子どもたちのケアを十分していく中で、そういう今の在園児をいかにケアして……。もちろん小さい子どもなので、30人入ったところで、30人友だちができる子もいれば、なかなかなじめない子

もおる。そこで、今まで10人に対して1人の先生に、急に30人見ろという中でも、なかなかそこは見ていけない中で、行政的にも、こども園にしていきたいのであれば、今の在園児をもう少し、先生の異動にしる特例にして、30人に、10人に1人つけて3人つけますとか、そういうのをもう少し示していただいた上で、保護者の納得、理解を得てほしいなと私は思います。

これは要望というか、今すぐ答えは出ないと思いますけども、そういうことをちょっと踏まえて、これから保護者には説明していただきたいということです。

【委員長】 人的配置も含めての在園児のケアということの具体性ですね。

【5番委員】 そうですね。

【委員長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

ぜひ、皆さんからご意見をいただいての審査としたいと思いますが。

6番委員の方。

【6番委員】 6番の〇〇です。

今、〇〇さんがおっしゃっていたように、柏原保育園の園児は、1年限りですが、別の園に移ってということで、たった1年で2カ所というんですかね、2回変わらなくちゃいけないというかなりの負担がかかることになりまして、実際、柏原の保護者なんかにお聞きすると、この新しい園には入りたくないとおっしゃっている方が何人もいらっしゃるということを実際に話として聞いています。

先生方の配置に関するケアもそうですけれども、やはり、どうしても人数が今いる各園の園児数からすると倍から2.5倍ぐらいになるわけで、できれば3歳、4歳、5歳という大事な時期は少人数でゆっくりと保育をするものが望ましいと私自身は把握しているんですけども、専門の先生のご意見もお聞きしたいんですが、少ないにこしたことはないとか、手厚い保育ができるなら、よりその方がいいと認識しているんですが、そういった意味ではちょっと残念な環境になるんじゃないかなと思っています。なので、できれば先生はなるべく多く、もしくは、クラスを2クラスとかにするのは無理でしょうけども、1クラス30人とかというのはかなり現在の保育環境と大きく変わってしまうんだなという実感です。

先ほど、園児1人当たりの平米数のお話、建築のときにありましたけれども、国の基準を満たしているのは十分承知しておりまして、ただ、国の基準自体が非常に厳しいものだとということはいろんな方面から意見が出ているかと思うんですが、少ないものだと、1人

当たり2平米以下と。2平米って、今、感じると、そんなに狭くないように感じるかもしれませんが、おそらく、実際生活してみるとかなり狭いというか、人口密度が上がると思うんですよね。今現在、柏原の園児たちはゆったりと、今の園児数で十分なぐらいの環境だというふうにおっしゃっている方がたくさんおられます。ということは、今の柏原の園児数の2倍から2.5倍ぐらいの園児数になる。で、同じ建物の平米数。新しい建物になるとはいつでも平米数はほとんど変わりませんので、そこに2倍以上の人数が予定として入るといふことであれば、実際かなり狭くなるんだろうなと。

我々保護者が求めているのは、国の基準が云々ではなくて、子どもたちにとっていい環境かどうか、ただそれだけなんです。国の基準が大事なものは、法人でしたり、市の行政の方でしたり、そういった方々は法律上、基準は大事なことだと思いますけれども、我々保護者にとっては、やはり園児の環境が一番大事ですので、そういった意味で、今より狭くなるのはちょっと嫌だなという多数の保護者の方の意見を申し上げたまでです。

以上です。

【委員長】 今、ありましたので、専門的見地ではございませんが、少なくとも手厚い保育を望まれるのはよく理解できます。私も保護者だったこともありますので、よく理解できます。また、それとは別の意見としてお聞きいただきたいと思います。

3、4、5歳の子どもたちにとっては、大人との手厚い関係が重要であると同時に、子ども同士の関係もとても重要です。ですから、一定数以上の子どもがいることは大切で、それが一挙に30人という意味ではもちろんありません。ただ、手厚い保育というのがとても大事であるのと同時に、子どもには同年齢の子どもとの豊かな関わりも必要なので、そういうことも含めてのこども園だと私は思っています。ですから、もちろん、一足飛びに進めるのではなく、その間、移行措置として大人の手だてをつけるということは必要だと思いますが、少ないほどいいというふうに言われると、そこは一面ではないというふうに申し上げざるを得ません。

今、10人なのが30人になるのが不安になるのは、本当にそのとおりですので、そこはきちんとケアをしていくとして、30人よりも10人の方がいいというふうには、私の立場からは申し上げられません。子どもたちには子どもたちの集団での関わりというものも大事ですので、そういう点も考慮して、そんな関わりの中で大人の目も届き、子どもが違った他者とも、違う他児とも出会うことができるということを、両方実現していくのは大変難しいことですが、必要なことだと幼児教育・保育の立場からは思います。

お答えになっているかどうかは分かりませんが、私自身の意見も述べさせていただきました。

では、ほかの委員。

【6番委員】 今、お答えいただいた中で、またちょっと質問させていただきたいんですけれども、子ども同士の関わりが大事だということは理解できているんですが、例えば、もちろん2人、3人じゃ大して関わり合いにならないのは分かるんですけれども、10人、15人じゃ絶対だめというわけではないですよ。であれば、今の環境で、そういった少人数、10人、15人とかの現状ぐらいの少人数で手厚い保育を受ける方が、よりいい保育だとは思われないでしょうか。実際に、例えば、30人のクラスに、本当に先生が3人、4人つければいいですけども、現状の説明ではそれはおそらくあり得ないですよ。これから行政の方が検討してくださって、本当につけてくださればいいですけども、この間の説明会の感じではそこまで明言はできない状況なんですよ。我々保護者としても、絶対に大体10人に1人先生がつくような状況になるって言うてくだされば、やっぱり納得できるかと思うんですけども、それを確実に約束してもらえない現状では、やはり今の小規模園の方がよりいい保育だと私たちも考えてしまうわけです。

もちろん、集団保育の重要性も理解しておりますけれども、現在、発達につまずきがある子どもたちというのが結構市の方でも指摘されて、わりと橋本市の保育は手厚かったんですよ。1歳の健診ですとか2歳の健診の段階で発達に少しだけつまずきがあるよという子が、結構、市の発達の専門の先生から指摘を受けたりして、それで、少人数の手厚い保育のところへ行ってくださいというような指導を受けている方がたくさんいらっしゃいました。私自身も自分の息子もそうでしたし。なので、多い園よりは、そういったゆっくりな園の方がという指導を色々受けるんですが、もちろんその子たちは発達に実際に障がいがあるわけではなくて、少し遅れがあるよという程度だと思うんですけども、そういった子たちって、実際、いっぱいいらっしゃると思うんですよ。大きな問題を抱えているというわけではなくて、そういったちょっとした問題にも、現状であれば手厚い保育で対応していただけたのに、こういった大人数になると、やはりそこまでは手が回らないと思うんですよ。

実際、はっきりとした障がいがあったりですとか、大きな発達に問題があるという子にはもちろん手厚くなられるかもしれないですけども、せっかく今、そういった目に見えない程度のほんのちょっとのつまずきに対しても、しっかりとケアをしていただいていた

ものが、おそらく、まず間違いなくなくなるだろうなというところが、我々保護者としては残念なところなんです。せっかくいい保育を提供して下さっていたものを、なくす必要はないんじゃないかなと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。10人、15人がいけないとは、もちろん思っています。10人でも集団にはなりますので、10人がいけないと申し上げているわけではありません。ただ、少人数、手厚いということが、どんなに少なくてもいいということではないということを申し上げただけです。おっしゃるとおりです。それが別に10人以下ではいけないと申し上げているわけではありません。ただ、幼児期には、子どもには子どもの集団が必要だと申し上げただけですので、それが10人なのか、15人なのか、20人なのかは、またそれぞれ委員の方がお考えいただければと思います。もちろん、今されている保育が良い保育だということも認識していますので、それを移管するにあたって、違う形にするにあたってのご要望を聞いていきたいと思っています。すぐには全て実現しないかもしれませんが、ぜひ今日のうちにも出していただいて、当日のヒアリングの中でもお聞きいただき、誠意のある答えがいただけるのかどうかを聞かないといけないとは思っています。

では、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

9番委員の方。

【9番委員】 9番の〇〇です。

私は今、子どもが〇〇幼稚園に行っているんですけど、次のこども園には全く期待が持てないです。今が良過ぎるのもあるんですけど、例えば、地域の方とのつながりも大きいですし、これはたまたまなんですけど、小学校と同じ敷地なので交流もあるし、そういったものがこども園になるとなくなるというのは分かるんです。市内に幾つかありますよね。前の説明会でも言いましたけど、こども園はどこも評判は良くないです。保護者からはよくそういう声があります。でも、ほかにないので通わせるとか、公立幼稚園はお弁当があるので給食の方にしたとかで、後ろ、〇〇さんでしたっけ。お名前違いましたか。

【事務局】 私、〇〇です。

【9番委員】 今、聞いてらっしゃいましたか。もしかして、こども園とかに行かれていますか。

【事務局】 はい。

【9番委員】 〇〇こども園で支援センターに通っているときにお見かけしたんですけど、もしかして、月1の指導とかそういったことかなと思うんですけど、前も申し上げま

したように、保護者の知らないところで、先生たちが子どもたちに罰ゲームをさせたりというのは、多分、届いていないと思うんです。ご存じないですね。

【事務局】 聞いています。

【9番委員】 そういったことは、私もこの前、発言して、そのときにはアンケートには上がっていなかったということなんですけども、そういったことに始まり、橋本市のこのこども園も評判は良くないです。幼稚園と特に保育園を一緒にしていて、子どもたちにいいことはそんなにないです。大人にいいばかりだなと思います。なので、このこども園になるというのは、本当に大人たちも、じゃ、何がいいのかというと、幼稚園に預けて働くようになったら楽でしょうという、それぐらいですね。でも、それは大人の目線であって、やっぱり預けている保護者からはどっちもいい声は聞かない。メリットとかデメリットで語られることばかりで、大人目線だなというのはすごく思うので、私は本当に、こども園自体というのは反対なんです。日本がそうになっているのは知っているんですけど。

なので、もちろん（仮称）学文路こども園にも行きませんし、そういうこども園というものに対しても考えてほしいし、既存のこども園についても問題がいっぱいあるということをちゃんと考えて、今の幼稚園とか保育園の方々がどうして反対しているのかというのを考えてほしいんです。それは、やっぱり今がいいからなんです。先生たちもいいし、保育の内容にも満足しているのに、どうしてこども園にしちゃうのかなというのが本当に本音なんです。それは何回も言っていることなんですけど、その点、なので、もちろん新しいところもですけど、今あるほかのこども園もちゃんと見てください。改善するところはいっぱいあります。

【委員長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。今のご要望もぜひ。

じゃ、10番委員の方。

【10番委員】 10番の〇〇です。

要望というか、多分、学文路の幼稚園が今ある園の中で一番人数が少なく、先ほどから出ている人数の確保という点では一番、急務に迫られているところがあると思うんです。私の子どもは年少で、つい最近、同級生の子が転入してきたんですけど、それまでずっと学年で1人でした。ほかの学年の子と同じ教室でやっているの、1人きりで何かをするということではないんですけど、これからこども園の話になったので、来年、入園しようかなと言っていたお母さんが1人やめました。別の園に通わせますということで。それで、

来年入園するのは、今いる園児の兄弟の子が1人入る予定ですけど、あとは話をまだ聞かないです。だから、少なくとも今、年長が3人しかいないんですけど、3人抜けて、次、入ってくるのは1人なので、今、8人なんですけど、さらに2人は確実に減ることになっています。

人数が増えるという点では、私はこども園にはかなり期待しているんですけども、こども園になるという話が進んだせいで、今、次は幼稚園に入ってこないという現状をちょっと皆さんに理解していただけたらなと思います。ほかの幼稚園とかでもそうなんですけど、いいところって思うのが、みんなで野菜を育てて、その野菜を自分たちで料理して食べると言って、今日はお弁当要らないですよとってくれる日が月に何日かあったりするんです。そういうのって、今の1桁の人数やからできていることだと思うんですけど、そういういいところもできるだけ残して、人数が増えても、幼稚園の親だから言えるんですけど、手伝いに行ってもいいので、できるだけそういう今までのいいところを残して、こども園になってくれたらなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。保育の継承ということで、今、ご要望があったかと思えます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

8番委員の方。

【8番委員】 8番の〇〇です。

1個確認なんですけども、先ほどおっしゃられていた公民館を学文路に関しては併設するというので、要望として安全性の確保をしていただくということで、前倒しして建設していただけるということで、あくまで確認なんですけども、開館年度というのはいつなんでしょうか。

【委員長】 事務局、お答えください。

【事務局】 公民館ですが、皆さん方の要望に基づき、できるだけ早い段階で建設をしよう、できるだけ建設の時期を重複した中ということ、今、進めております。されどなんですけど、大まかな工事等では支障がないんですけど、平成31年の6月をめどに公民館の開館予定ということで、現在は準備を進めているところです。ただ、こども園の開園に合わせてどうにかできないかということについては、私たち担当としても常々模索しながら、できるだけ設計等の期間を短くするとか、そういったところをできるだけ工夫しながら同時にできるよう、努力を現在もしているところです。

以上です。

【8番委員】 ありがとうございます。ちょっと話がそれるか分からないですけど、今の学文路公民館の館長とお話をさせていただいて、もちろんこっちの要望として聞いていただいて、こっちとしてはいいんですけど、逆に、公民館の館長にしたら、とまどいと時期的にちょっとばたばたするというのかな、ちょうど来年で任期が終わるというのもあって、引き継ぎに関してもちょうとばたばたってあるので、そちらの方の学文路に関してはお互いさまなんで、やっぱり公民館があって地域が良くなっていくというのも、地域の拠点として公民館は大事なので、その点に関しては同じ敷地内にあるということは、教育・保育もちろん大事ですけども、やっぱり地域のつながり、地域住民の方々にもお世話になって子ども成長というのが出てくるので、同じ敷地内に併設するのであれば、もちろん安全性も大事やけども、人のつながりをプラスした（仮称）学文路こども園にするのであれば、そういうのも含めて考えていってほしい。これも要望というんか、別に反対ではない、もしできるのであれば、建設するのであれば、やっぱりそういうのも考えていかなあかん時期にも差しかかってくると思うので。やっぱり反対反対というのはもちろん要望としてはあるんですけども、気持ちとしては。やっぱりええこども園をつくっていくのであれば、やっぱりちゃんと考えていかなあかと僕自身は思っています。

【委員長】 事務局。

【事務局】 どういった公民館を目指すということについては、市内でもこども園と公民館、それから旧学文路中学校の体育館が併設された建物になるということは、私たちも十分意識しています。そんな中で、公民館については、通常、貸し館等で12個部屋を使っていたということが本来なんですけど、今度、新しく建てる公民館については、できるだけフリーなスペースで、例えばこども園に送ってこられた保護者同士、それからおじいちゃん、おばあちゃん、送迎された方たちが公民館に自由に入らせていただいて、いろんな話をしてもらえとか、そういったスペースも含めて、今現在、検討している最中です。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【8番委員】 もうちょっとだけしゃべらせてください。

【委員長】 ぜひどうぞ。

【8番委員】 ちょっと勉強したつもりなんですけど、ある人の本を読ませていただいて、「まちの保育園」という本なんですけども、その保育園の中でも、やっぱり地域の人もかかわってもらうギャラリー的なのとかも、これはあくまでも理想というか、夢というか、やっぱり地域の人も入っていただける、見ていただける、公民館だけじゃなくて、こども

園に関しても、もちろんセキュリティーはつくっていただいた上での話ですけども、やっぱりギャラリー的な部分もつくってもらうのはええと思うし、それはそれで理想、夢なんですけど。

もう1個ちょっと気になっているのが引き継ぎ保育のことなんですけども、半年期間、山田さんにしてもうちの学文路にしてもそうなんですけど、ちょっと短か過ぎかなというのは思っていて、うちらに関しては幼稚園2つ、保育園、教育・保育という考え方も、保育士、幼稚園の先生、やっぱり違うと思うんです。もちろんその環境で育っている子どももやっぱりちょっと違う感じになるので、そこを今の2歳、3歳児に関しては、予定どおりにいったらこども園になる。その中で、引き継ぎが半年の中で果たしてうまいこといくんかというのもあるし、先ほども言わせてもうた地域のつながりもやっぱりあるんです。その保育園、幼稚園の地域のつながりを持っているのを半年でどこまで、もちろん仕様書とかにも書いていますけども、果たしてうまいこと引き継いでいってもらえるのかな。ぱたっと切ってしまったら、今まで、わしら、私ら、子どもを大切に米をつくってもうたり、餅つきしたりしとるのに、やっぱりこども園になって経営者がかわったら、つき合いさせてくれんのかいって、そういうのもやっぱりある可能性もあるので。もちろん地域のつながりもそうやし、先生方も仕様書の中に書いていますけども、主任とか園長先生はもちろん決まってくると思うんですけど、クラス担任予定者も引き継ぎに従事し、次年度担任する予定のクラスに入るものとしますという文言があるんですけど、果たして半年前にその予定者まで決まるのかなという不安はあります。その点に関してちょっと答弁をお願いします。

引き継ぎ保育の先生方に、さつきも保育士、今から募集して来てくれるんか。前もこれ、ちょっと言わせてもうたんですけど、この文言を見たら、もともとのおる正規の人も来てくれへん、採用せえへんとおっしゃっていて、今は検討しますということなんですけども、臨時・嘱託の人は率先して雇ってよというような文言が入っているし、担任の先生がもし見つかれへんだらどないなるのかなというのは、ちょっと聞きたいです。

【委員長】 事務局の方からお願いします。

【事務局】 今のご質問にお答えしたいと思います。実は、先ほどの警備員の話にしても、今の話にしても、この審査会で出てくるというのを想定しておりませんでした。申し訳ありません。その2点について、非常に大事な問題とこども課も考えていまして、10月の中旬以降に各園に、ご質問があった答えとして配付させていただこうと思っております。

た。その中で、今、引き継ぎ保育についてお話があったんですけども、やはり1年前からというのが非常に難しいとこども課では判断しております。今までも大体半年前から園の方に採用なりしていただいて、引き継ぎ保育をやってきた経過もありますので、引き継ぎ保育については半年前からと考えております。

ただ、(仮称)学文路こども園については、平成31年4月という非常に急な話で、保護者の方には大変ご迷惑をかけております。その中で、今まで色々な質問が出てきて、できれば市の職員を出向なり、持っていけないか。(仮称)学文路こども園については1年間だけでも、市の職員の配置ができないかというのは、前から大分質問がありました。その中で、最終的な決定はまだしておりませんが、例えば、園長を市の方から市の職員として配置するというのを積極的にこれから考えていきたいと考えております。

ただ、先ほど言いましたように、引き継ぎ保育については半年前からで、例えば、園長、主任クラスで市の職員の正職を(仮称)学文路こども園に配置していくというのを、積極的に考えていきたいと思っております。答えになっていないかも分かりませんが、よろしくお願ひします。

【6番委員】 それは学文路だけに限ってですか、柏原の方も同じようになるべくしていただいた方が。

【委員長】 今のはいかがでしょうか。

【事務局】 平成31年4月というのが急なことで、保護者としても大分ご心配をかけるということで、今のところ(仮称)学文路こども園だけで考えております。

【委員長】 今のはご要望でいいですか。

【6番委員】 学文路でもし可能なのであれば、ぜひ山田の方でもお願ひしたいです。別に急じゃなくても、やはり子どものためにですね。検討をいただけますか。

【事務局】 (仮称)学文路こども園については、非常に急な話で、もし法人が決定すれば、非常に早い段階でこれを決めていかなきゃいけないんで、今、こういう回答をさせていただきました。(仮称)山田こども園につきましては、丸3年ありますので、今の意見もお聞きして、市としても検討していきたいと思っております。

今のところ、このぐらいの回答になるかなと思います。

【委員長】 すぐにはご回答いただけなくても、時期がずれますのでご検討いただいて、またお示しいただくということをお願いいたします。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

7 番の方。

【7 番委員】 7 番の〇〇です。

今、私は〇〇の保護者として言わせてもらいたいんですけども、当初は平成33年、早ければ平成32年の開設ということで、1年の早なったり遅なったりで、ちょっとややこしいような話になっています。事情はどうであれ、結局は、自分が行っている保育園を一旦、潰します。子どもたちがばらばらになります。1年たったら戻ってきてください。市の方からは、子どもたちは最大限フォローしていただけるということでお話を聞いていたんですけども、市の方から封書が来て、第1志望、第2志望的な感じの書類が届きました。進路指導じゃないんだから、第1志望、第2志望もないと思うんです。親としてこの扱い方はちょっとどういうことかなと個人的に思っていたんですけど、やっぱり同意見の保護者も多数います。だったら、少しでも慣れるために、すぐにでもほかの、例えば、岸上さんであったり、山田さんであったり、移って、少しでも慣れてから戻ってこようかなという保護者の意見もあります。そういったことも、市の方には知っててもらいたいと思います。

以上です。

【委員長】 今の件に関していかがですか。

【事務局】 柏原保育園の保護者の方には、大変ご迷惑、ご心配をかけております。この審査会では、(仮称)山田こども園については、平成33年4月1日開園ということで審査の方はお願いしたいと思っております。平成33年4月1日の開園となりますと、平成32年度に解体工事を行う形になります。となりますと、柏原保育園の今の2歳の方が5歳になるときに移っていただく形になります。この間のアンケートの中でもそういう形で希望をとらせていただいたんですけども、今、こども課の中にも色々質問等が来ていまして、できれば、例えば、今からもう移ってそこで卒園したい。それから、山田、岸上以外にほかのこども園にも移りたい。そういう方も色々おられまして、その辺については、こども課としても、物理的に無理な場合があるんですけども、最優先で検討させていただいて、できるだけ保護者のご心配がなくなるような形で相談はさせていただこうと考えております。

【委員長】 よろしいでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

6 番委員の方。

【6 番委員】 たびたび申し訳ありません。6 番の〇〇です。

有識者の委員の方にご存じいただきたいことで、ちょっと補足なんですけども、学文路

と山田でかなり立場が違いまして、学文路地区に関しては、やはり公民館が同じ敷地内に建つということで、そういった地域の活動に密接な関わりがあるということで、多少、少し前向きに、あとは時期がかなり時間がないというのがありますけども、少し前向きな意見が多いかと思うんですが、山田に関しては、地域住民のご理解もあまりいただけていないような状況だと思うんです。先日、地域の説明会がありましたけれども、柏原の住民の方からかなり厳しい意見が出ていました。あとは同時に、やはり柏原保育園の保護者の方から、先ほどから話されている事情によってかなり反対意見なども出ております。この間の説明会の大体のまとめというか、総合的な意見によると、やはり地域住民の理解ができていないのにこのまま進めていいのかというのが、大筋の意見ではありました。

ちょっとそういったわけで、学文路と山田ではかなり立場が違いまして、ちょっとそこら辺をご理解いただければなど。これがなぜかセット売りされていることによって、同時に山田の方もやらなければいけないという状況になっていまして、保護者の意見からでは、例えば柏原の園児たちを岸上、山田に移して、柏原は柏原で新しいこども園を建てたとしても、山田と岸上も例えば1年なり2年なりを残して、柏原から移っていった子どもたちをそのまま2回移るようなことなく卒園できないかというような案もたくさん出ていたんですが、やはり行政側から難しいと言われてしまって、ちょっとそういったわけでかなり保護者を含め、住民の方々もちょっと反発しているような状況です。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

9番委員の方。

【9番委員】 何度もすいません。補足の補足なんですけど、今の話でいうと、学文路も同じような状況です。公民館を全ての地域の住民が望んでいるわけでもないですし、安全面で反対されている方もいらっしゃいますし、この前の地域の説明会、私はちょっと子どもの事情で行けなかったんですけども、やっぱり来られる方は結構反対されている方というのが多くて、反対意見が多く出たそうです。それは、もちろん公民館ができるのはありがたいんですけど、排水はどうするのかとかそういった問題で、区長が代表して、もちろんあったほうが良いという方もいらっしゃいますし、もちろん賛成の方もいるんですけども、基本的にそんなにもろ手を挙げて歓迎しているわけではないです、こちらも。保護者としてはもちろん反対意見が多いですね。地域住民は色々ですね。こども園ができてもいいやんかというご意見もあれば、今まで良くしてくださった地域の方は、ちょっと遠くな

るねという感じで、ほかのこども園を見ても、ちょっと地域の方とのつながりというのは失われているなど思うので、学文路もそういった意見も多々あります。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。大分お時間が押してきたのですが、あとの委員の方はいかがでしょうか。審査にあたって少しご意見をいただいておりますか。

4番委員の方。

【4番委員】 4番の〇〇です。

先ほどから保護者の方々の意見をお聞きして、やっぱり本当に地域の中で子どもを育てるということがとても大事ななと思いますし、本当に今、学文路幼稚園でしたかね、私たちも活動で行かせてもらったことがあるんですけども、園庭でつくったお野菜で食事をつくるとかという、本当に身近な経験と、それを身近な感じでやられているので、今度の園に対しても、やはり園庭を貸してくれる農家の本当に地域の人がみんなでそのこども園を支えていこう、そんなふうな形になれたらいいかなと思いますし、保護者の方がやっぱり行ってよかった、入ってよかったと思えるような園になったらいいかなという。そこで、どんなことが今度の事業者に対して質問できるかなということを考えていました。

【委員長】 ほかに。2番委員の方。

【2番委員】 私、障がい者福祉のこともやっているのですが、障がい者関係のこういう公設民営であったりとか公私連携とかということについては、大きな日本の流れの中で、民営化というようところが進められている中で、どこの委員会や審議会へ行っても、支援の質であったり、教育・保育の質が担保できるのかどうかとか、地域とのつながりというようところが失われていくのではないかという議論は、大きな流れの中で進められています。その中で、民営化というようところの中でも、地域住民と一緒に話し合っつくっていくということによって、質を担保していくというようところも見受けられる部分もありますし、そういういい事例というのが、なかなかまだ橋本市の中では、保護者のところに届いていないのではないかなというようところは、皆さんの意見を聞いて感じました。

保護者の方と私たちと違うところは、やっぱり現状との比較というところで、保護者の皆さんは今よりもどうなるのではないかなというようところで、それはご意見として参考にさせていただきたいんですが、審査の基準であったりとか、この方針が審査基準にのっ

とっているかどうかという観点で私としては判断したいなと思っています。その上で、またインクルーシブな公私連携というようなどころがあるので、どういう子どもの状態であっても受け入れていくこども園というようなどころを、この法人がその審査基準に見合っているかどうかというようなどころを中心に、保護者の方たちの意見も参考にしながら、私自身で審査させていただければなと思っています。

以上です。

【委員長】 各委員からそれぞれのお考えもお聞きできたのですが、まだありましたら、ぜひ出していただいてもと思いますが、よろしゅうございましょうか。

今、保護者の立場から現状のこともお話しされ、より良い保育を行っていただいていることで変わることへの不安もたくさん出していただきましたので、そのことはきちんと真摯に受けとめて私たちも審査をしていきたいと思っておりますし、また、プレゼンの際にきちんとそれに誠意のある回答がいただけるのかどうかということも見きわめていただいて、やりますではなくて、どのような形で具体的に行っていくのか。先ほど人材確保の見通しもありましたが、人材確保の見通しをどれだけ具体的に持っているのか、どのようなルートを持っているのかなど、私も他の審査会の中で最も重視して聞いていることの1つですので、その点はまた皆さん、委員もぜひお聞きいただいて、具体的な安心できる、信頼できる回答が得られない場合には、そのような形でまた重ねてご質問いただければと思っております。

では、一通りはご要望を聞かせていただきまして、すぐにご回答いただけないものは持ち帰って、事務局もまた必要なことに関しましては後日ご回答をいただき、また、こういう点でできないということがあれば、その理由も付していただくようお願いいたします。

では、一旦、ここまでの質疑を終わりにさせていただいて、議事を進めたいと思います。次回の選定委員会について、議題の4番、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料5になります。11月18日の第2回審査会につきまして、説明をさせていただきます。

タイムスケジュールですが、午後2時に委員長の開会のご挨拶の後、採点方法につきまして、再度事務局より説明を申し上げます。その後、法人によるプレゼンテーションを行う予定でございまして、法人に対する質疑応答の後、委員長より、法人についての総評価的などころをいただきたいと思っております。それから、意見交換を行った後に、各委員に書類審査、現地視察、そして、当日プレゼンテーションを合わせまして、総合的な最終審査、

採点を行っていただきます。集計後は、その場で結果発表を行います。結果次第となりますが、最後に講評を行い、閉会という形で進めたいと思います。

当日の法人のプレゼンテーションは20分以内、審査員の質疑応答は30分以内でお願いいたします。説明員の人数は5名以内ということで委員の皆様方のご了承をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいま11月18日に行われます次回の選定委員会について、議事の流れ、時間配分、そして担当する者についてのご説明がありましたが、これについていかがでしょうか。疑問がございますでしょうか。大体流れがご理解いただけますでしょうか。

では、次回の選定委員会に関しましては、資料5に沿って進めさせていただきます。それまで、先ほどのプレゼンテーションを20分以内、質疑応答30分以内ということですので、また、委員の皆さん、ご質問をお考えいただいて、お願いいたします。

では、本日の議事につきましてはこれで全て終了しましたが、何か特にございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特にないようですので、事務局より、先ほどありました保育施設の現地視察についての説明をお願いいたします。

【事務局】 今日の資料の最後に現地視察についての日程表を入れてございます。

日程につきましては、今、お配りいたしました日程表のとおりです。ご参加いただける日を、恐れ入りますが、10月20日の金曜日までに事務局のこども課までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

なお、現地視察にご参加いただく委員の皆様方は、せっかくでするのでお昼に給食を召し上がっていただきたいと考えております。恐れ入りますが、当日は給食費300円をお持ちいただきたいと思っております。また、日程の都合上、お仕事等でこの2日間、ご参加いただけない方につきましては、事務局までご連絡をお願いいたします。別の日に調整できないか等、可能な限り法人と協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 現地視察の日程と給食に関して、今、ご説明がありましたが、よろしゅうございましょうか。

お願いします。

【事務局】 すいません、この資料と私の説明が、日がずれておりました。給食の材料について、大人が食べる量がありますので、10月18日をお願いいたします。私、最初20日と言いましたが、10月18日で、すいませんをお願いいたします。

【委員長】 今、訂正がありましたので、訂正も含めて何かございますでしょうか。よろしゅうございませうか。では、日程をご確認いただき、ご参加いただける方、ご参加いただけない方のご報告をお願いします。

事務局。

【事務局】 すいませんが、電話でお願いいたします。33局6102の方までよろしく願います。

【委員長】 では、この視察日程をご確認いただき、電話でのご連絡をお願いいたします。お忙しいかと思いますが、ご都合のつく方は直接行っていただき、給食の試食もしていただいて、また、行けなかった方へのご報告もお願いできればと思います。

ほかに何かございせんか。よろしいでしょうか。

すいません、私の進行が適切ではなく時間が超過してしまいました。本当に長時間にわたり、いろんなご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

では、それぞれ立場がありますので、ほかの方からお聞きいただいたこともぜひ含めて、色々な角度からもう一度書類をご覧いただき、それぞれの項目に沿って疑問点を法人にきちんと投げかけて、ご回答いただくようにしていきたいと思います。

次回の11月18日も少し長時間になりますが、どうぞよろしく願います。

それでは、事務局にお返しいたします。本日はありがとうございました。

【司会】 委員長、どうもありがとうございました。また、皆さん、長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

8番目のその他ですけれども、事務局からは特にございせん。ただ、お手元に委員会の報酬というのが市の方から支払われますので、そこに口座番号等を書く用紙をつけております。返信用の封筒も入れてありますので、よろしく願います。

【委員長】 これを皆さん、すいません、ご提出ということで。

【司会】 現地視察ですけれども、橋本さつき保育園ということで、当然、車で行かれる方もありますけれども、もし車で直接行かれるという方は、またその辺も事務局と相談させていただきたいと思います。

それと、今回、ちょっと資料が重いんですけれども、持って帰っていただいて、中身の確認をしていただくんですけれども、机の下に袋を入れてありますので、それでよろしく願います。

それでは、次回は11月18日午後2時となっております。よろしく願います。会場は、

この保健福祉センター1階の集団指導室となっています。

それでは、これをもって本日の第1回選定審査会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員